

昭和61年2月20日

通商産業局商工部長 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

前受業務保証金供託委託契約に係る制度の見直し等について

上記の件について、別添のとおり社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長杉山茂
あて要請したので、各冠婚葬祭互助会事業者に対する指導方お願いします。

昭和61年2月20日

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長 杉 山 茂 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長
精 谷 晃

前受業務保証金供託委託契約に係る制度の見直し等について

冠婚葬祭互助会（以下「互助会」という。）の事業は、近年目覚ましい発展を遂げ、前受金残高は7,000億円に迫る規模にまで成長しています。

しかしながら、互助会をとりまく環境は次第に厳しいものとなっており、一部の互助会においてはその経営内容が必ずしも十分でないと思われるものも見受けられます。

当省としては、かかる状況を厳しく受けとめ、貴業界の一層の健全化、消費者保護の徹底を図るため、割賦販売法の厳正かつ適正な運用に引き続き努める所存であります。

については、前受業務保証金供託委託契約に係る制度の見直し等を通じて指定受託機関の財政基盤を整備し、併せて互助会各社の財務内容の充実を図ることが必要であります。このような観点から指定受託機関に対し、前受業務保証金供託委託契約の締結に当たっては、次の措置をとるよう要請しました。

貴協会においては、傘下の会員に対し、周知徹底及び指導方お願いします。

記

1. 互助会保証株式会社の資本金を、4.8億円に引き上げること。

ただし、増資に係る資本金の払込みは昭和61年11月末日までに完了すること。

2. 昭和61年3月基準日以降の前受業務保証金供託委託契約（以下「契約」という。）に係る受託事業基金の拋出割合は、契約額が昭和60年9月基準日の契約額に満つるまでの部分については、その40分の1とし、昭和60年9月基準日の契約額を超える部分については、その20分の1とすること。

3. 契約額に相当する額について次の方法により担保を徴求すること。なお、財務内容が特に優良であると認められる互助会については、担保の徴求をしないことができるものとする。

① 不動産担保（抵当権）

	(被担保債権の額)
昭和61年3月基準日に係る契約分、	契約額の20%
" 9月 "	" "
62年3月 "	" 30
" 9月 "	" "
63年3月 "	" 40
" 9月 "	" "
64年3月基準日以降の基準日に係る契約分、	" 50

上記相当額については、有価証券を担保（質権）として設定を受けることもできるものとする。

なお、昭和61年3月基準日に係る契約締結時に抵当権の設定が困難な者に

については、

ア. 昭和61年9月基準日に係る契約締結時までに抵当権の設定が可能であり、

かつ、

イ. 個別に通商産業省産業政策局消費経済課長の了解を得ること

を条件として、昭和61年3月基準日に係る契約締結時における抵当権の設定の全部又は一部を半年間猶予することができるものとする。

② 有価証券担保（質権）

		(被担保債権の額)	
昭和61年3月基準日に係る契約分、		契約額の	1.0%
" 9月 "		"	"
62年3月 "		"	1.5
" 9月 "		"	"
63年3月 "		"	2.0
" 9月 "		"	"
昭和64年3月基準日以降の基準日に係る契約分、		"	2.5

③ 契約額に相当する額のうち①及び②で担保されない部分についても、グループ保証等により所要の担保措置を講ずること。

④ ①及び②の措置は、第三者からその担保の提供を受けることができるものとする。

⑤ なお、①及び②の措置は、最低限の措置であり、貴社がより多くの担保を徴求することを妨げるものではない。

4. 一供託委託者に対する受託限度額は、貴社における自己資本（資本金と剰余金の合計額をいう。）と受託事業基金の合計額の90%に相当する額とすること。

なお、当該限度額を超えて契約する場合には、当該超える部分に応じ、有価証券（有価証券の提供が困難な場合には不動産）を担保として差し入れることを条件とすること。

5. 上記に定める措置の実施時期は、昭和61年3月基準日とすること。

以 上